

令和8年4月21日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会(令和8年度 第1回)

資料1

品確法改正への対応

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和7年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

- ①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
- ②予定価格の適正な設定
- ③歩切りの根絶
- ④適正な工期設定
- ⑤施工時期の平準化【内容充実】
- ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ⑦適切な設計変更
- ⑧スライド条項の設定等【新】

等

- ①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】
- ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】
- ③工事中の施工状況の確認
- ④週休2日の質の向上【新】
- ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
- ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】
- ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】

等

- ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】
- ④共同企業体等の活用【内容充実】

測量、調査及び設計

- ①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
- ②予定価格の適正な設定
- ③適正な履行期間の設定
- ④履行期間の平準化【内容充実】
- ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ⑥適切な設計変更

等

- ①情報通信技術を活用した生産性向上
- ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ③履行状況の確認
- ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
- ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】

等

- ⑤工事・業務の一時中止【新】
- ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

等

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

災害対応

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～第三次・全国统一指標～

○令和6年の品確法改正を踏まえ、品確法第23条に基づき、新たな全国统一指標(第三次)を設定し、取組を強化していく
(発注関係事務の実施に関する助言等)

第二十三条 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

※赤字:今回の変更箇所

工事

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②週休2日の達成状況(休日の確保)

国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(改正地方自治法施行令の施行を踏まえ、対象金額を変更(都道府県・政令市:250万以上→400万以上、市区町村:130以上→200万以上)
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(改正地方自治法施行令の施行を踏まえ、対象金額を変更(都道府県・政令市:100万以上→200万以上、市区町村:50万以上→100万以上)
(県域単位で公表)

※各指標の概要は参考資料に記載

品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

- ☑総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている
- ☑しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい (※R6.6.25システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、
VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 (略)

- 二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

➡ VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる**新たな入札契約方式(技術提案評価型(S^{エス}I型))**を提案

S I 型の活用が想定される事例

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

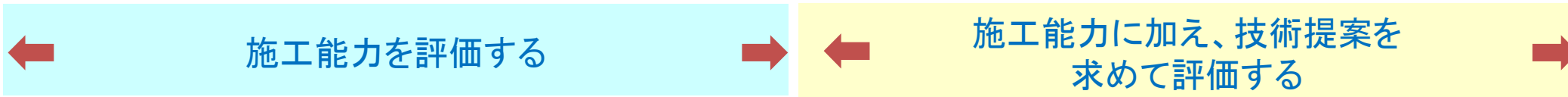
一定の範囲内で適切に費用計上する(※)こと前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

＜具体の想定事例＞

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法(例:トンネル自動化施工)
 - ・脱炭素に資する機材・工法等
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生の防止対策、作業員の危険防止対策
- ③点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用 等

国土交通省における総合評価落札方式のタイプ

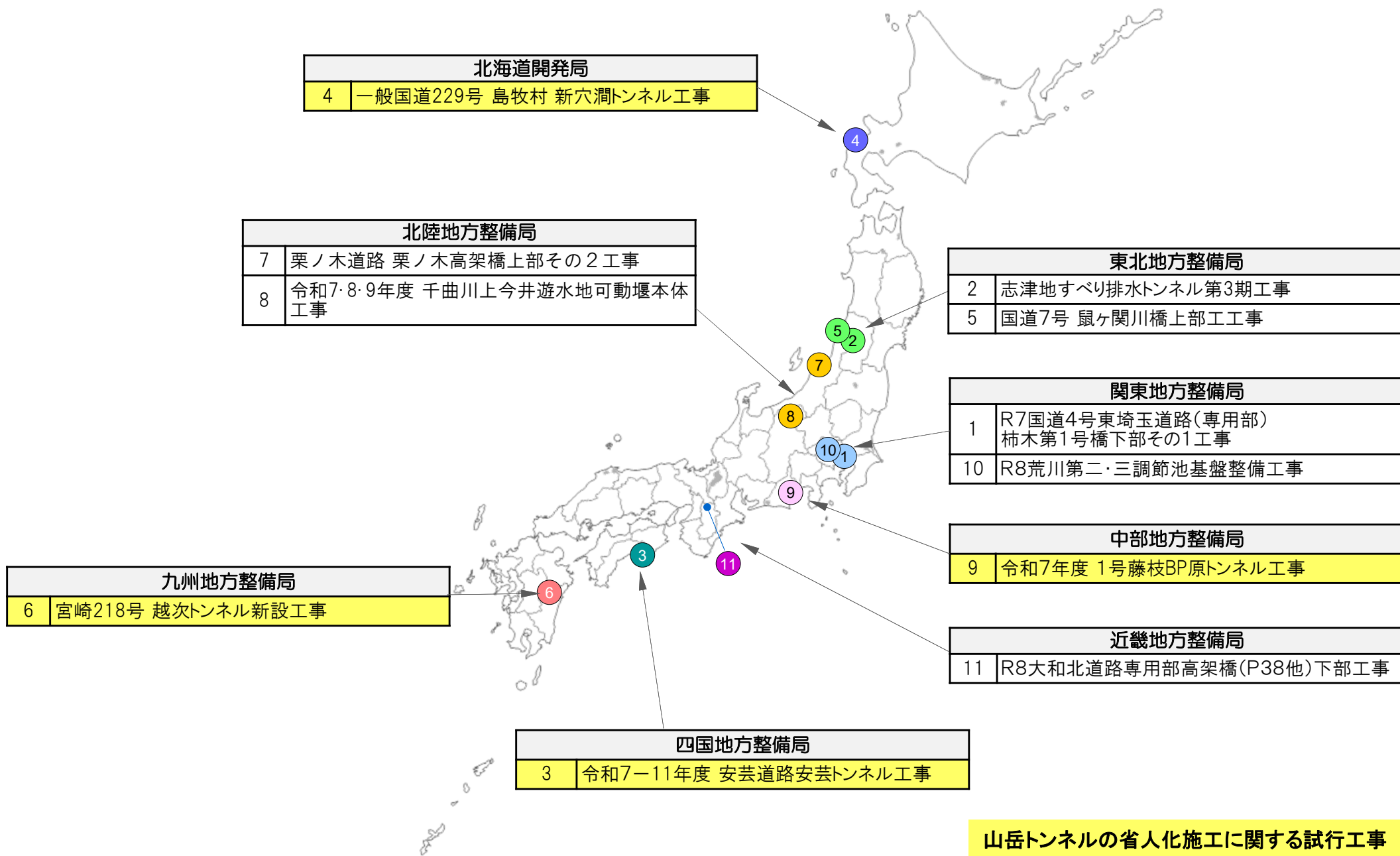


	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
技術提案内容	II型	I型	S型	SI型 (試行)	AIII型	AII型	AI型
評価方法	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価		施工上の特定の課題等に対する工夫等	価値の最も高い 新技術、資材、 機械、工法等	部分的変更	複数の有力案	通常案は満足できない
予定価格	標準案に基づき作成		技術提案を点数評価				
			新技術、資材、機械、 工法等に係るコストは 予定価格に入れない		技術提案に基づき作成		

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

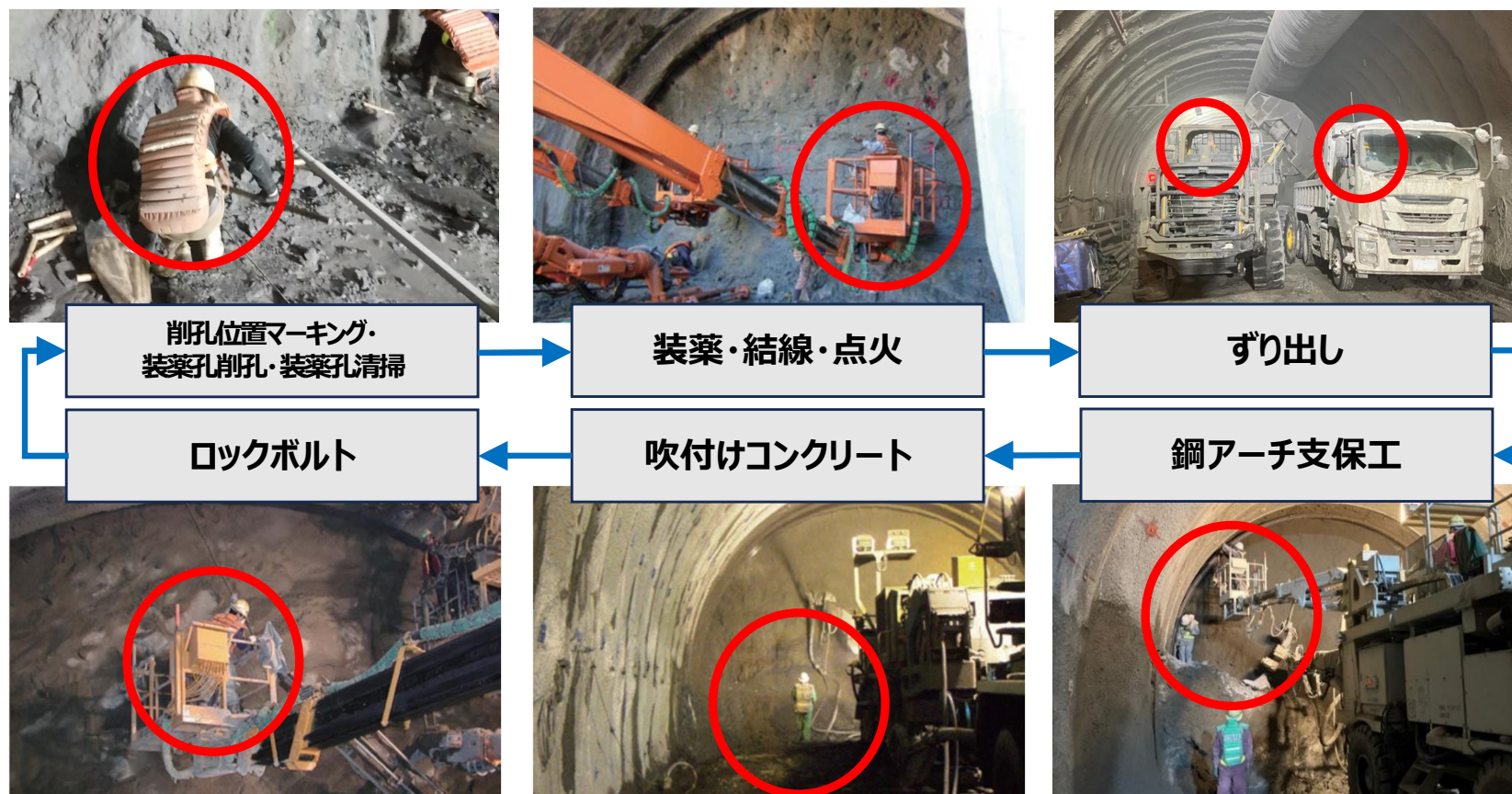
技術提案評価型「S I 型」の適用工事(地方整備局等別)

○ 国土交通省直轄の11工事に適用(令和8年3月末)



トンネル省人化施工の試行工事

- 建設業界では労働者の減少や熟練技術者の不足が課題となっており、施工の**自動施工技術等の普及・促進による省人化や安全性の向上**が求められている。
- **山岳トンネル施工のオートメーション化**に向け、国土交通省直轄工事において**自動施工技術等を試行**し、試行実績を基に現場での活用や技術開発を促進するための**技術基準類（実施要領や積算基準等）を整備**。
- **令和7年度は、技術提案評価型S I型を活用した4件の試行工事を契約**。



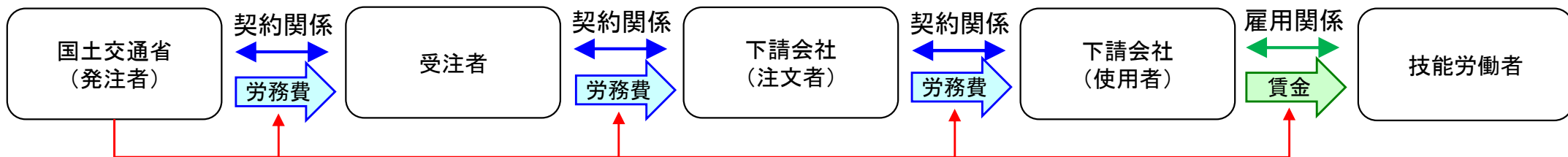
トンネル掘削（発破作業）のフローチャート ○：自動施工技術の活用により省人化を目指す

直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握について（試行）

（労務費等に関する実態調査等）

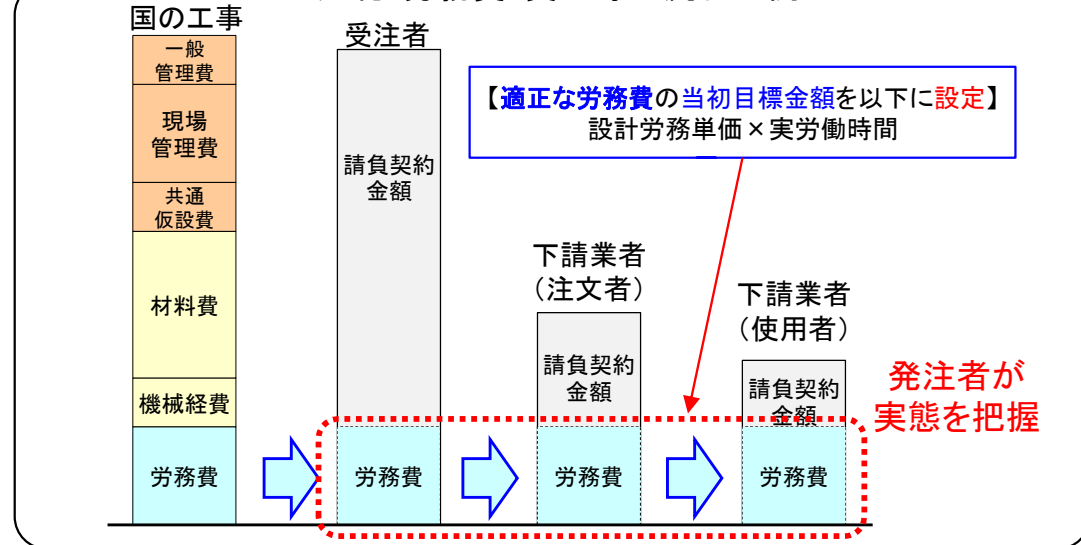
第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

- 品確法にて、**適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し、賃金の支払等の実態調査**、また、運用指針には、**発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握の努力義務が規定**。
- 国土交通省直轄土木工事において、下記を目的に、受注者希望方式で、試行的に調査を実施。
 - ・下請業者への**労務費の支払い**：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術を競う等、**公正な競争環境を実現**
 - ・技能労働者への**賃金の支払い**：適正な賃金を確保し、品質確保の**担い手を確保**

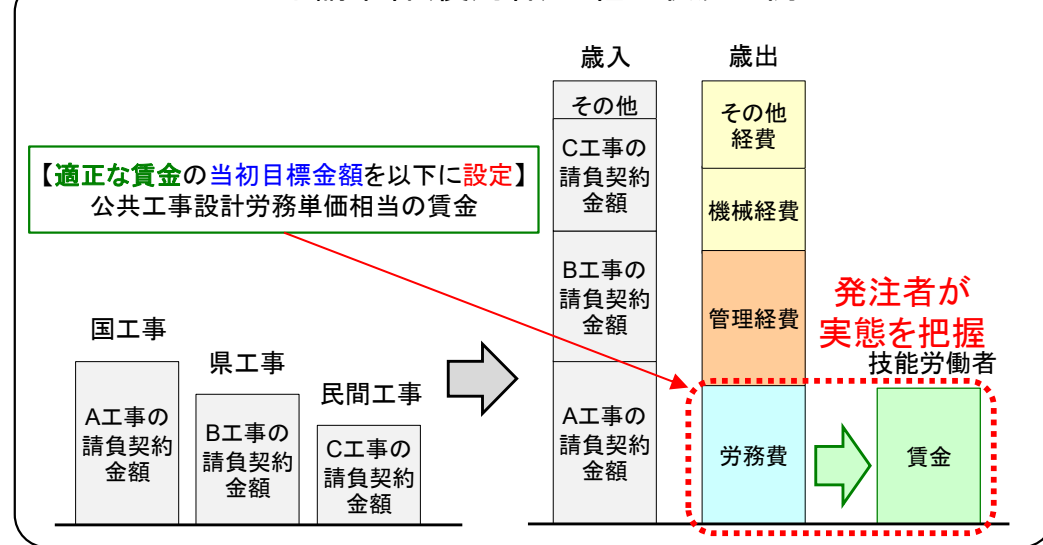


発注者が実態を把握

入札・労務費・賃金等の流れの例



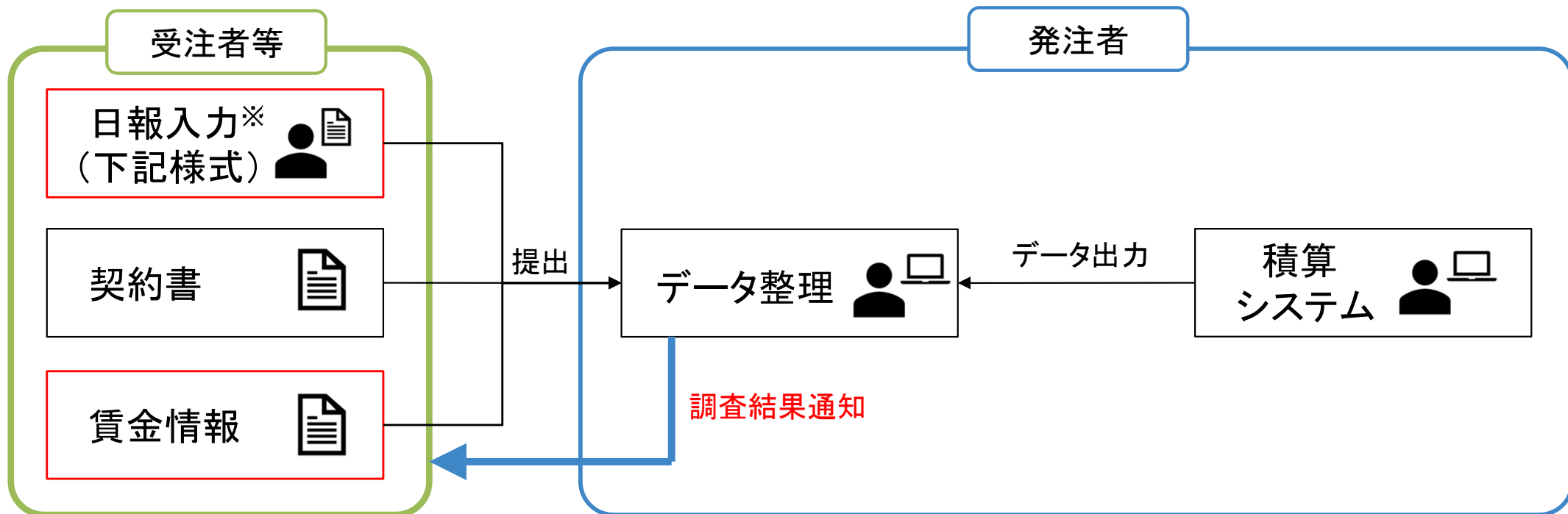
下請業者（使用者）の経理状況の例



実労働時間等を調査する仕組みの構築

【試行調査における実労働時間等の調査の流れ】

※調査方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う



※ 施工管理ソフトウェアからの出力機能の一部実装を調整中

【日報入力様式(例)】

日付		工種	種別	細別	会社名	名前	職種	開始時間	終了時間	作業時間
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土一郎	土木一般世話役	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土二郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土三郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土四郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土一郎	土木一般世話役	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土二郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土三郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00

開始時間・終了時間の記入は任意

○予定価格には、労災保険法上の労災保険については必要経費が計上されていたが、労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料については、未加入の者も含めた支払い実績をもとに積算しており、全ての者が加入することを前提としたものとなっていないことが課題となっていたことから、受発注者それぞれに適切な保険契約の締結や保険料の積算を責務として規定。

赤字: R6改正時追記箇所

発注者等の責務(品確法第7条第1項第1号)

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、(中略) **第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に 係る次条第五項の保険契約の保険料**、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

災害応急対策又は災害復旧に関する工事



必要に応じた的確に積算に反映

業務上の負傷等
に対する補償

第三者に加えた
損害の賠償

受注者等の責務(品確法第8条第5項)

- 5 **前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。**

災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者 (現場従事者(個人事業主含む)、会社役員など全員が対象)



適切な保険契約を締結(受注者の努力義務)

業務上の負傷等
に対する補償

第三者に加えた
損害の賠償

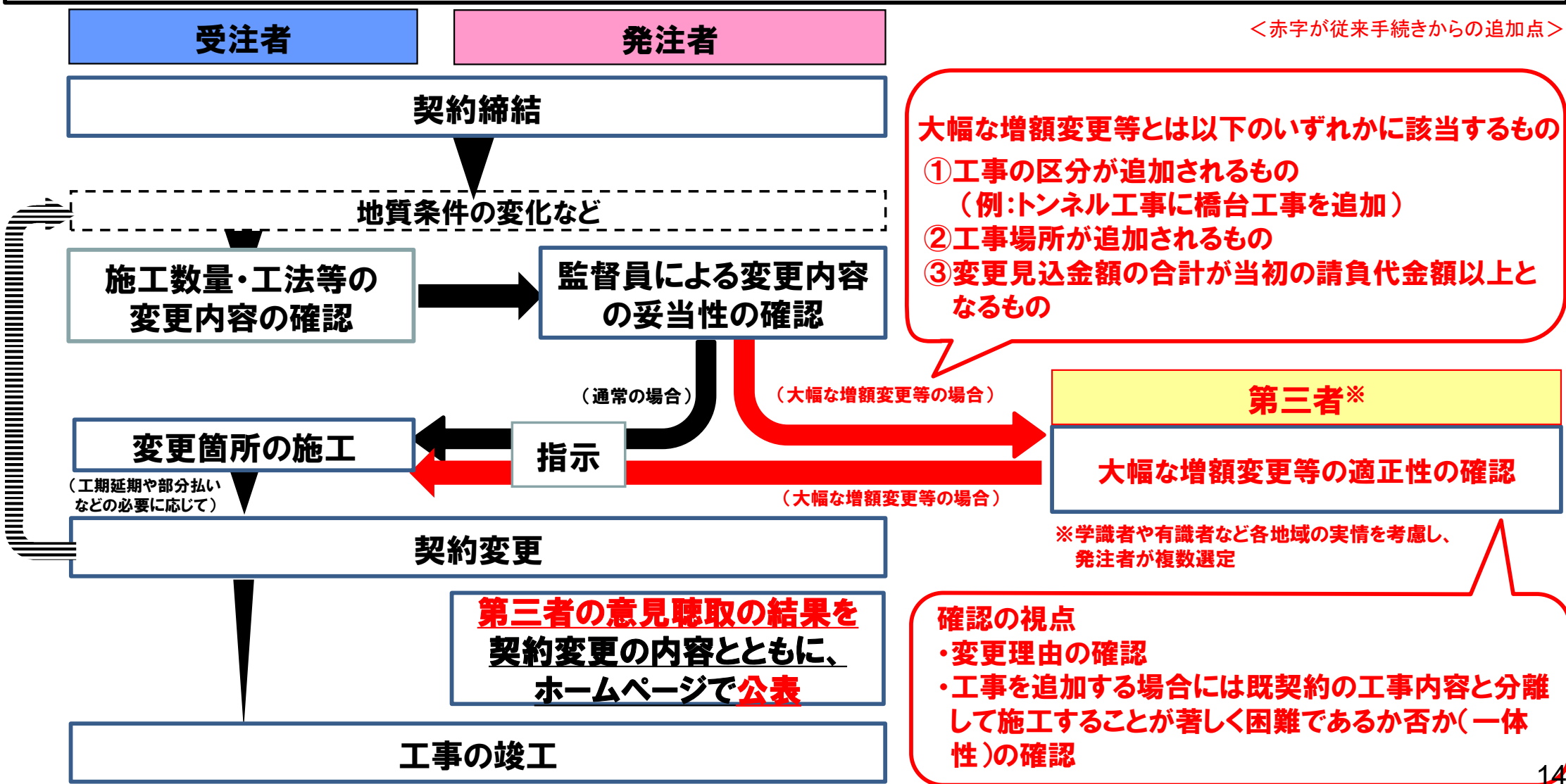
令和8年2月、「国土交通省土木工事・業務の積算基準等」を公表。

この中で、保険料については、当面は受注者(または契約予定者)から当該保険料に関する見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上することで積算に反映する旨を記載

契約変更前の第三者による適正性チェックの手続き概要について(試行)

附帯決議1 国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者がその適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における契約変更についても導入を検討すること

- 令和7年度より、契約変更の手続きの透明性を確保するため、国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する仕組みを導入する。
- 支出負担行為担当官発注工事において、大幅な増額変更等の前に第三者が契約変更の適正性を確認する試行を実施し、第三者及び受発注者双方の意見を踏まえ、実現可能な仕組みへの改善を図る。



低炭素化・脱炭素化技術に関する最新情報の収集・整理

附帯決議4

民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等の総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。

■低炭素化・脱炭素化技術に関する調査について

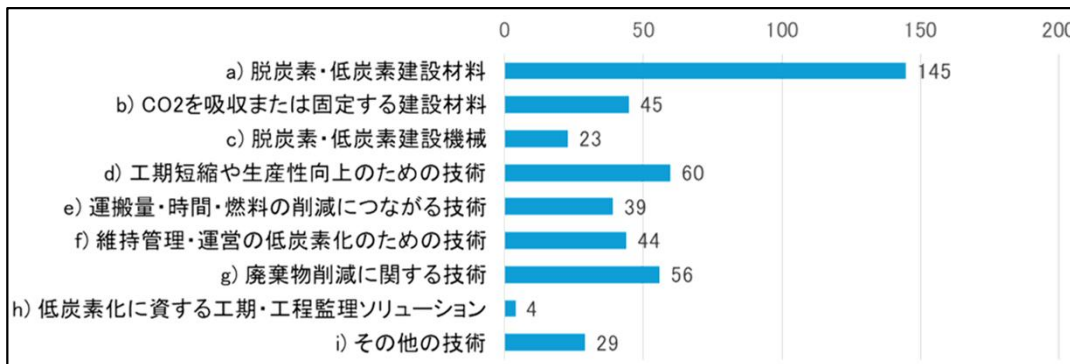
調査目的：民間企業が保有する低炭素化・脱炭素化技術に関する最新情報の収集・整理

調査対象：建設に関連する業界団体(計18団体)の構成企業

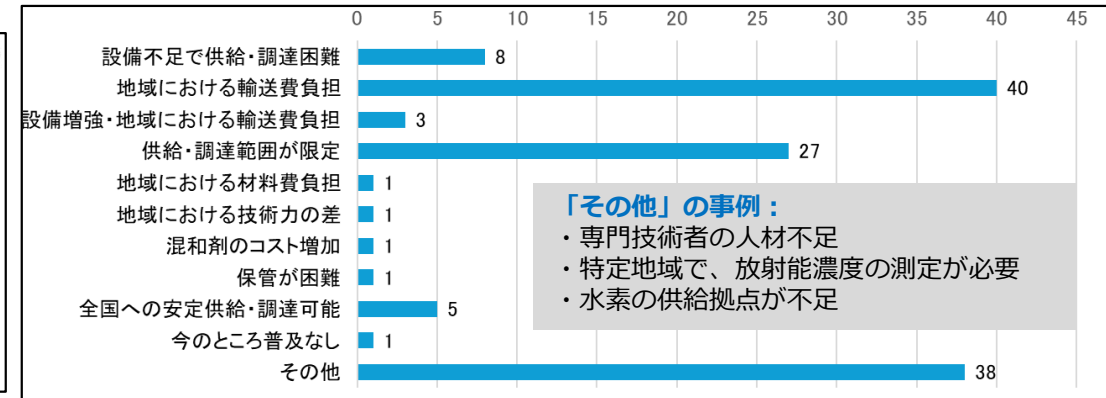
回答件数：153社から336件の技術情報を収集(下記に代表的な結果を抜粋)

■調査結果について

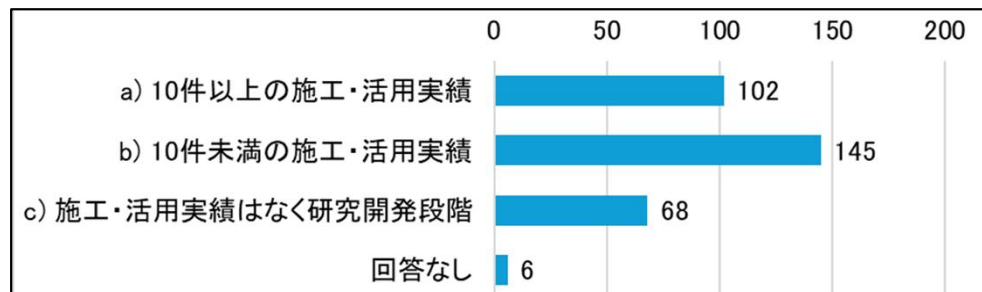
低炭素化・脱炭素化技術の分類 [件数：N=321件]



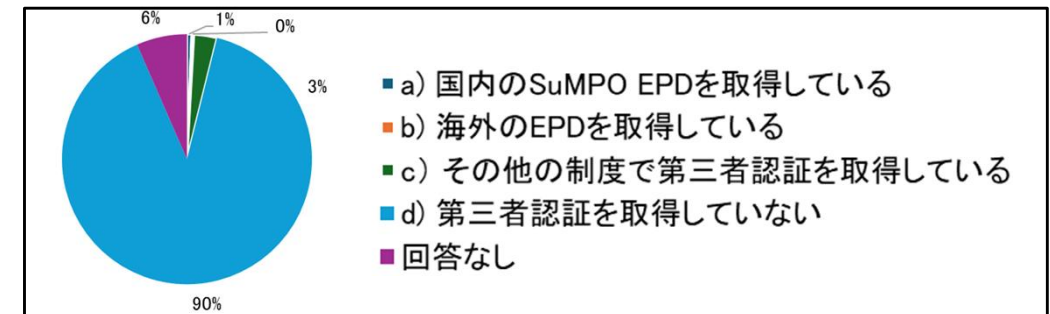
地域性の特徴・課題 [件数：N=120件]



施工・活用実績 [件数：N=321件]



排出原単位の第三者認証取得状況 [件数：N=336件]



『設計段階における新技術・新工法検討の手引き』の策定

●設計業務において有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討手順を整理した手引きを策定し、令和8年4月1日に公開

手引きの位置づけ

本手引きは「土木設計業務等共通仕様書(案)」第1編 共通編 第1209条(設計業務の条件)に、設計時の有用な新技術・新工法の積極的な活用検討を行うための参考資料として位置づけられている。

手引きの目的

土木設計業務において建設現場での活用が見込まれる新技術を比較検討する際の基本的な考え方、および具体的な手順を示すことにより、設計段階における有用な新技術の選定、更には工事における活用を促進する。それにより、品質の向上、施工の効率化、環境負荷の低減など、公共工事における多様な課題への対応を図ることを目的とする。

手引きのポイント

●品確法を反映した評価軸と選定方法(手引き 3.2)

- 「経済性(価格)」、「工期」、「安全性」、「生産性」、「脱炭素化に対する寄与の程度」等を評価軸として設定する。
- 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、総合的に評価の最も高い技術の選定に努める。

●点検カタログやテーマ設定型の技術比較表、NETISを活用した情報収集方法(手引き 4.1、4.2、4.3)

- 各種媒体を用いて対象工事に適用可能な技術を確認する。NETISにおいては、工種等の条件検索の他、生成AIを活用した自然言語検索や類似技術の比較が可能。



※生成AIを活用した検索機能は現在開発中のもので画像等はイメージ。

- 目次 -	
1 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
2 概要	2
2.1 建設業が抱える主な課題と対応策	2
2.2 国土交通省直轄工事における設計業務の条件	3
2.3 新技術・新工法の比較検討により期待される効果	4
3 新技術・新工法の比較検討実施手順	5
3.1 設計業務における技術比較検討の流れ	5
3.2 評価軸の設定	6
3.3 選定方法の決定	8
3.4 比較検討時の留意点	9
4 設計段階における新技術・新工法情報の収集方法	11
4.1 各点検カタログによる新技術・新工法情報の収集	11
4.2 テーマ設定型(技術公募)の技術比較表による新技術・新工法情報の収集	17
4.3 NETISを活用した新技術・新工法情報の収集	20

図 手引きの目次

（競争が存在しないことの確認による方式）

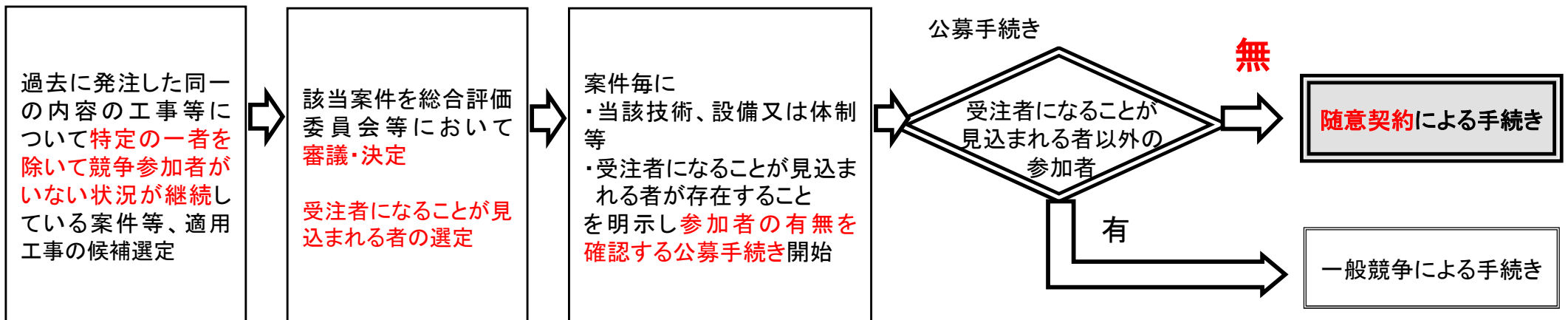
第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることを見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

- 【現状】**
- ・特殊な技術または設備等が不可欠な『業務』について、参加者の有無を確認するための公募手続をした上で、随意契約を行うことが可能「参加者の有無を確認する公募手続について(H18.9.28 国官会第935号)」
 - ・この取組を準用し、一部地整（北陸、中部、近畿、九州）では工事においても、会計法の範疇で同様の取組を行っている

【対応(案)】

- ・通知を発出し、工事を含め、当該取組をルール化

■手続きの流れ(案)



參考資料

【工事】①地域平準化率(閑散期のボトムアップ)(地域ブロック単位)

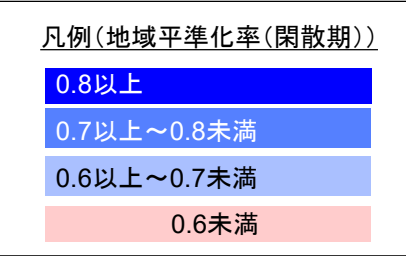
$$\text{地域平準化率(閑散期・件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
 対象: 契約金額500万円以上の工事
 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率(閑散期)の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

地域ブロック	地域平準化率(閑散期)		対象範囲
	基準値(R6)	目標値(R11)	
北海道	0.76	⇒ 0.80	北海道
東北	0.76	⇒ 0.80	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.74	⇒ 0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.77	⇒ 0.80以上	新潟県、富山県、石川県
中部	0.70	⇒ 0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.75	⇒ 0.81	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	⇒ 0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.75	⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.73	⇒ 0.80以上	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.77	⇒ 0.80	沖縄県
全国	0.74		

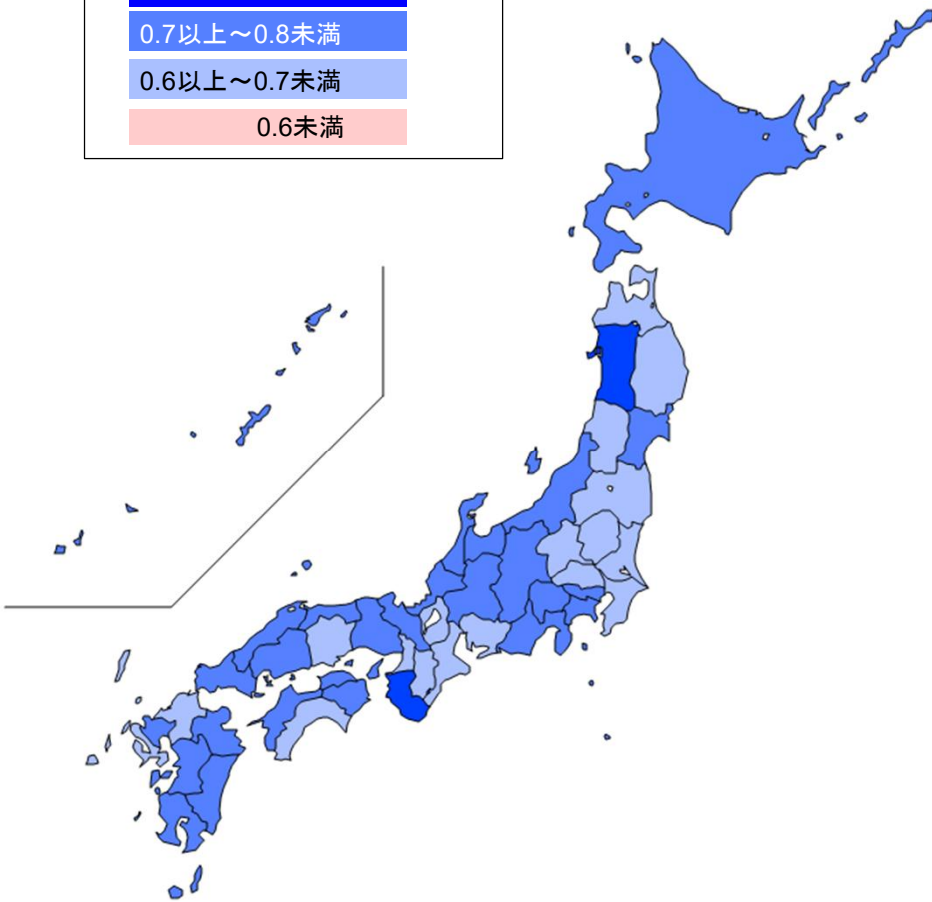
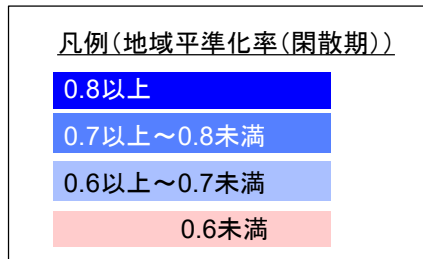
【工事】①地域平準化率(閑散期のボトムアップ)(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(閑散期・件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」登録データを活用
 対象: 契約金額500万円以上の工事
 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率(閑散期)の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

県域	地域平準化率(閑散期)		県域	地域平準化率(閑散期)		県域	地域平準化率(閑散期)				
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)			
北海道	0.71	⇒	0.75	石川県	0.71	⇒	0.80以上	岡山県	0.68	⇒	0.90
青森県	0.68	⇒	0.75	福井県	0.76	⇒	0.79	広島県	0.79	⇒	0.90
岩手県	0.69	⇒	0.75	山梨県	0.72	⇒	0.80	山口県	0.76	⇒	0.90
宮城県	0.73	⇒	0.75	長野県	0.77	⇒	0.80	徳島県	0.76	⇒	1.00
秋田県	0.82	⇒	0.80	岐阜県	0.71	⇒	0.80	香川県	0.77	⇒	1.00
山形県	0.69	⇒	0.75	静岡県	0.71	⇒	0.80	愛媛県	0.76	⇒	1.00
福島県	0.64	⇒	0.75	愛知県	0.68	⇒	0.80	高知県	0.66	⇒	1.00
茨城県	0.66	⇒	0.80	三重県	0.63	⇒	0.80	福岡県	0.67	⇒	0.80以上
栃木県	0.69	⇒	0.80	滋賀県	0.67	⇒	0.77	佐賀県	0.75	⇒	0.80以上
群馬県	0.68	⇒	0.80	京都府	0.71	⇒	0.77	長崎県	0.68	⇒	0.80以上
埼玉県	0.67	⇒	0.80	大阪府	0.69	⇒	0.77	熊本県	0.74	⇒	0.80以上
千葉県	0.67	⇒	0.80	兵庫県	0.75	⇒	0.78	大分県	0.79	⇒	0.80以上
東京都	0.77	⇒	0.80	奈良県	0.66	⇒	0.77	宮崎県	0.71	⇒	0.80以上
神奈川県	0.73	⇒	0.80	和歌山県	0.84	⇒	0.81	鹿児島県	0.70	⇒	0.80以上
新潟県	0.77	⇒	0.80以上	鳥取県	0.78	⇒	0.90	沖縄県	0.71	⇒	0.80
富山県	0.75	⇒	0.80以上	島根県	0.73	⇒	0.90	全国	0.72		

【工事】①地域平準化率(繁忙期のピークカット)(地域ブロック単位)

$$\text{地域平準化率(繁忙期・件数)} = \frac{\text{1~3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

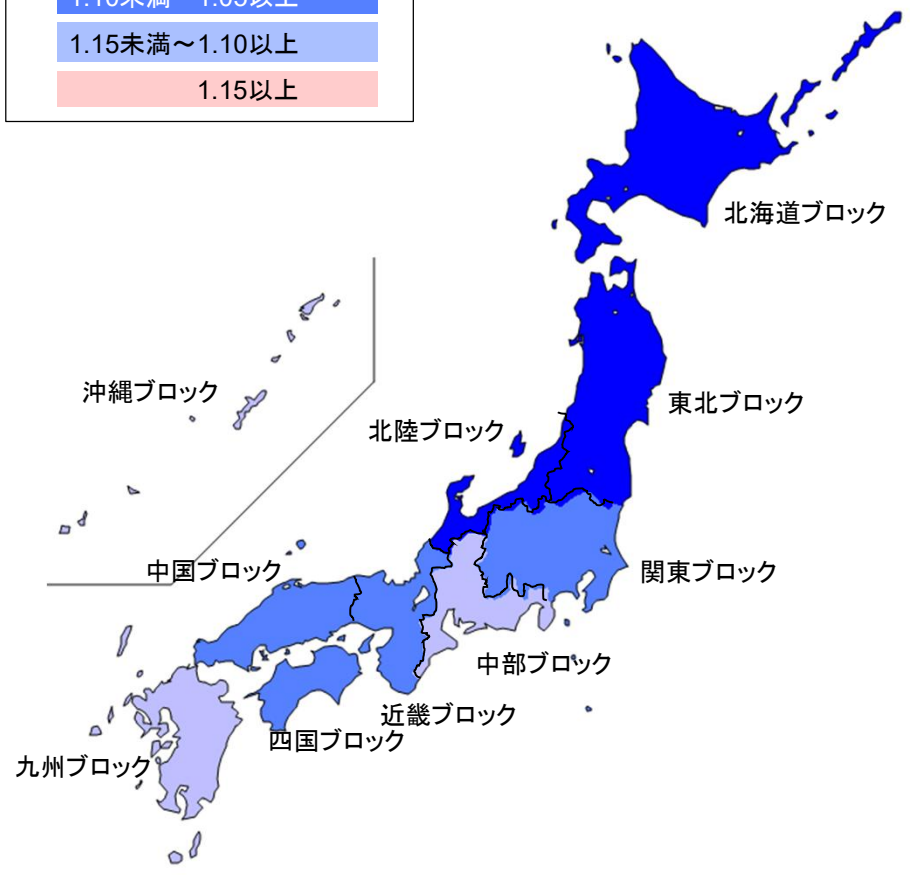
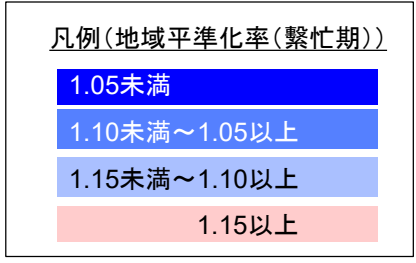
※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率(繁忙期)の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

地域ブロック	地域平準化率(繁忙期)		対象範囲
	基準値(R6)	目標値(R11)	
北海道	0.85	⇒ 1.00	北海道
東北	0.98	⇒ 0.98	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	1.09	⇒ 1.00	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.96	⇒ 1.00以下	新潟県、富山県、石川県
中部	1.10	⇒ 1.08	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	1.08	⇒ 1.10	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	1.09	⇒ 1.10	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	1.08	⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	1.11	⇒ 1.10以下	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	1.11	⇒ 1.10	沖縄県
全国	1.07		

※地域ブロック内に豪雪地域が含まれる等、対象期間が繁忙期では無い地域が含まれる地域ブロックでは、例年の傾向を基に目標値を定めている場合がある

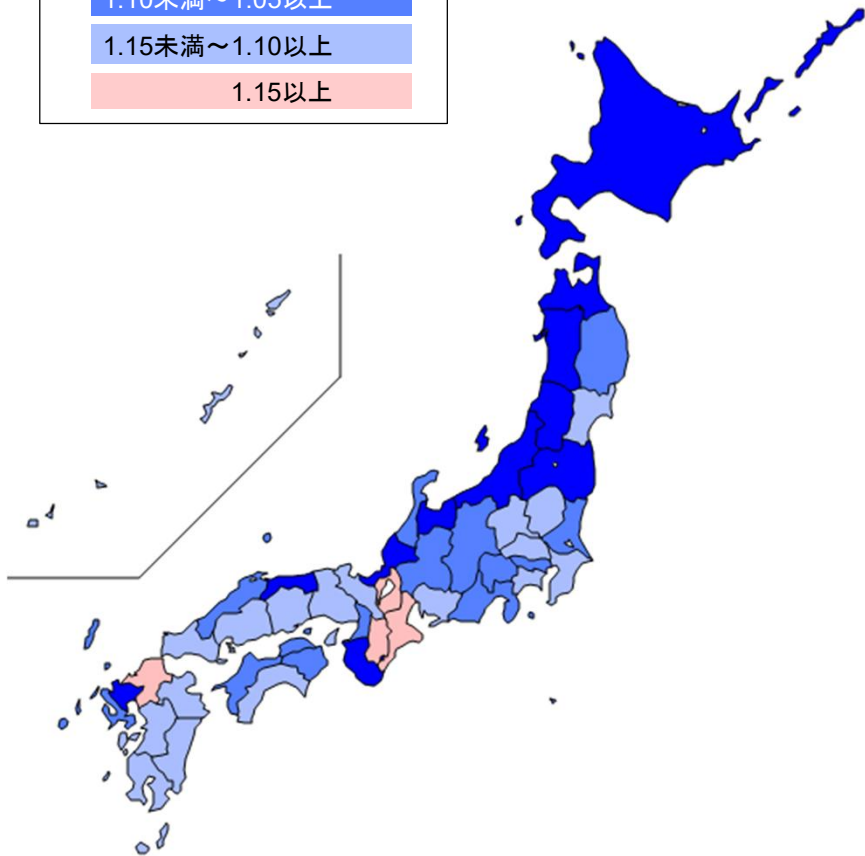
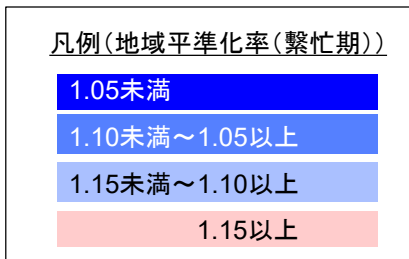
【工事】①地域平準化率(繁忙期のピークカット)(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(繁忙期・件数)} = \frac{\text{1~3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
 対象：契約金額500万円以上の工事
 稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率（繁忙期）の基準値（R6）



■基準値（R6）と目標値（R11）

県域	地域平準化率(繁忙期)		県域	地域平準化率(繁忙期)		県域	地域平準化率(繁忙期)	
	基準値 (R6)	目標値 (R11)		基準値 (R6)	目標値 (R11)		基準値 (R6)	目標値 (R11)
北海道	0.83	⇒ 1.00	石川県	1.06	⇒ 1.00以下	岡山県	1.14	⇒ 1.10
青森県	0.90	⇒ 0.90	福井県	0.96	⇒ 1.00	広島県	1.11	⇒ 1.10
岩手県	1.07	⇒ 1.00	山梨県	1.09	⇒ 1.00	山口県	1.12	⇒ 1.10
宮城県	1.10	⇒ 1.00	長野県	1.05	⇒ 1.00	徳島県	1.09	⇒ 1.00
秋田県	0.89	⇒ 0.89	岐阜県	1.07	⇒ 1.07	香川県	1.06	⇒ 1.00
山形県	0.92	⇒ 0.92	静岡県	1.08	⇒ 1.07	愛媛県	1.06	⇒ 1.00
福島県	1.03	⇒ 1.00	愛知県	1.12	⇒ 1.08	高知県	1.14	⇒ 1.00
茨城県	1.09	⇒ 1.00	三重県	1.18	⇒ 1.10	福岡県	1.16	⇒ 1.10以下
栃木県	1.14	⇒ 1.00	滋賀県	1.16	⇒ 1.10	佐賀県	1.03	⇒ 1.10以下
群馬県	1.10	⇒ 1.05	京都府	1.11	⇒ 1.10	長崎県	1.08	⇒ 1.10以下
埼玉県	1.13	⇒ 1.00	大阪府	1.09	⇒ 1.10	熊本県	1.12	⇒ 1.10以下
千葉県	1.13	⇒ 1.00	兵庫県	1.14	⇒ 1.10	大分県	1.14	⇒ 1.10以下
東京都	1.05	⇒ 1.00	奈良県	1.18	⇒ 1.10	宮崎県	1.11	⇒ 1.10以下
神奈川県	1.14	⇒ 1.00	和歌山県	0.99	⇒ 1.10	鹿児島県	1.12	⇒ 1.10以下
新潟県	0.90	⇒ 1.00以下	鳥取県	1.02	⇒ 1.10	沖縄県	1.12	⇒ 1.10
富山県	0.96	⇒ 1.00以下	島根県	1.05	⇒ 1.10	全国	1.08	

※県域内に豪雪地域が含まれる等、対象期間が繁忙期では無い地域が含まれる県域では、例年の傾向を基に目標値を定めている場合がある

【工事】②週休2日の達成状況(休日の確保)(地域ブロック単位※)

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{年度の工事完了件数}}$$

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)に完了した工事

4週8休以上達成件数：対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)のうち、4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を達成した工事の件数

年度の工事完了件数：対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)の件数

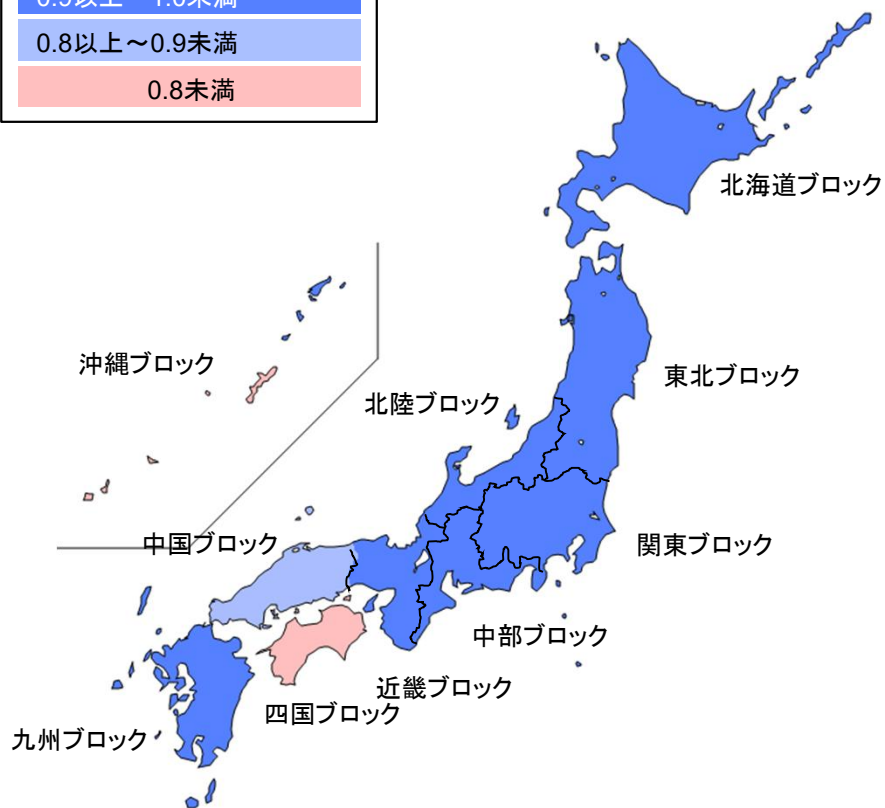
※地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市発注の集計対象工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■週休2日達成率の基準値 (R6)

凡例(週休2日達成率)

1.0
0.9以上～1.0未満
0.8以上～0.9未満
0.8未満



■基準値 (R6) と目標値 (R11)

地域ブロック	週休2日達成率		対象範囲
	基準値 (R6)	目標値 (R11)	
北海道	0.99	⇒ 1.00	北海道
東北	0.93	⇒ 1.00	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.96	⇒ 1.00	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.95	⇒ 1.00	新潟県、富山県、石川県
中部	0.90	⇒ 1.00	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.97	⇒ 1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.87	⇒ 1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.78	⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.94	⇒ 1.00	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.74	⇒ 1.00	沖縄県
全国	0.93		

【工事】②週休2日の達成状況(休日の確保)(県域[政令市]単位※)

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{年度の工事完了件数}}$$

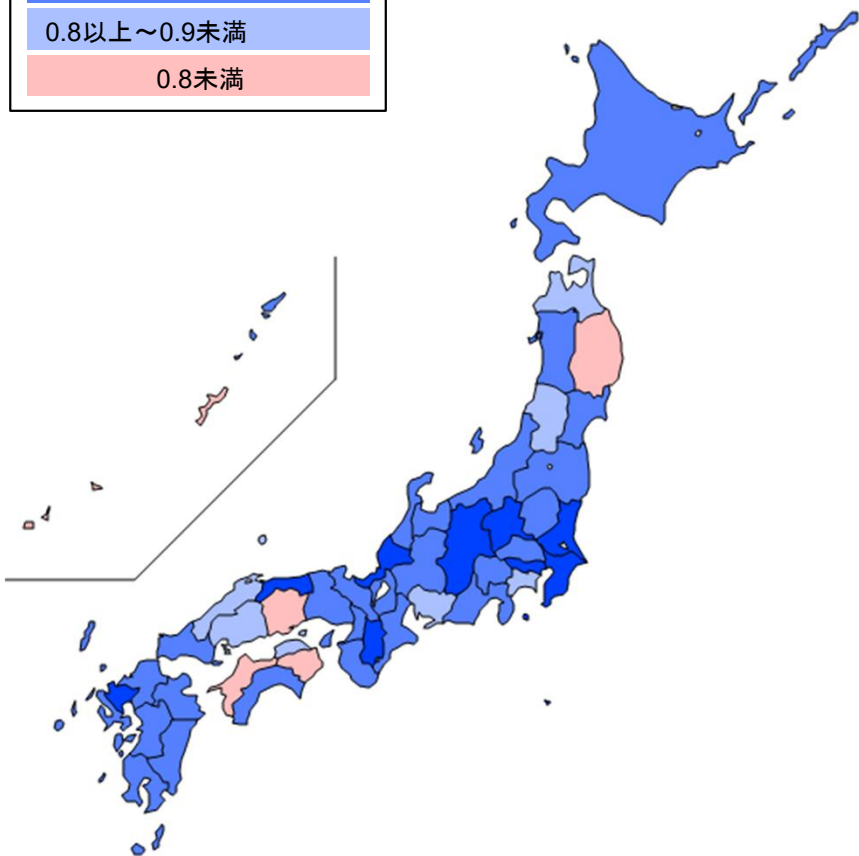
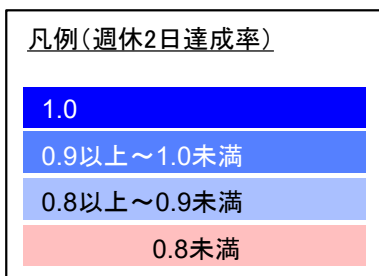
※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象工事を足し合わせて算出

対象期間:当該年度(4月1日~3月31日)に完了した工事

4週8休以上達成件数:対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)のうち、4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を達成した工事の件数

年度の工事完了件数:対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)の件数

■週休2日達成率の基準値 (R6)



■基準値 (R6) と目標値 (R11)

県域	週休2日達成率		県域	週休2日達成率		県域	週休2日達成率	
	基準値 (R6)	目標値 (R11)		基準値 (R6)	目標値 (R11)		基準値 (R6)	目標値 (R11)
北海道	0.99	⇒ 1.00	石川県	0.94	⇒ 1.00	岡山県	0.76	⇒ 1.00
青森県	0.88	⇒ 1.00	福井県	1.00	⇒ 1.00	広島県	0.86	⇒ 1.00
岩手県	0.77	⇒ 1.00	山梨県	0.97	⇒ 1.00	山口県	0.98	⇒ 1.00
宮城県	0.91	⇒ 1.00	長野県	1.00	⇒ 1.00	徳島県	0.76	⇒ 1.00
秋田県	0.99	⇒ 1.00	岐阜県	0.99	⇒ 1.00	香川県	0.80	⇒ 1.00
山形県	0.89	⇒ 1.00	静岡県	0.93	⇒ 1.00	愛媛県	0.56	⇒ 1.00
福島県	0.93	⇒ 1.00	愛知県	0.80	⇒ 1.00	高知県	0.95	⇒ 1.00
茨城県	1.00	⇒ 1.00	三重県	0.99	⇒ 1.00	福岡県	0.92	⇒ 1.00
栃木県	0.93	⇒ 1.00	滋賀県	0.99	⇒ 1.00	佐賀県	1.00	⇒ 1.00
群馬県	1.00	⇒ 1.00	京都府	0.98	⇒ 1.00	長崎県	0.93	⇒ 1.00
埼玉県	0.99	⇒ 1.00	大阪府	0.99	⇒ 1.00	熊本県	0.97	⇒ 1.00
千葉県	1.00	⇒ 1.00	兵庫県	0.91	⇒ 1.00	大分県	0.91	⇒ 1.00
東京都	1.00	⇒ 1.00	奈良県	1.00	⇒ 1.00	宮崎県	0.97	⇒ 1.00
神奈川県	0.89	⇒ 1.00	和歌山県	0.99	⇒ 1.00	鹿児島県	0.95	⇒ 1.00
新潟県	0.94	⇒ 1.00	鳥取県	1.00	⇒ 1.00	沖縄県	0.71	⇒ 1.00
富山県	0.96	⇒ 1.00	島根県	0.82	⇒ 1.00	全国	0.92	

【工事】③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

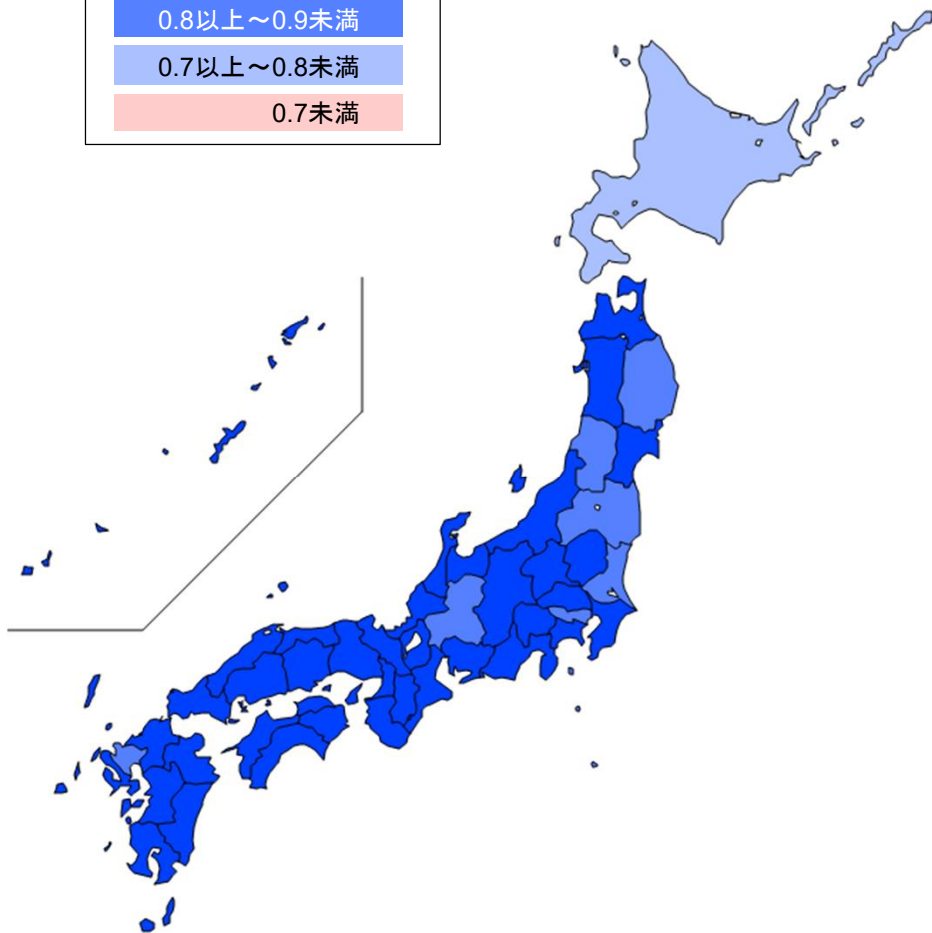
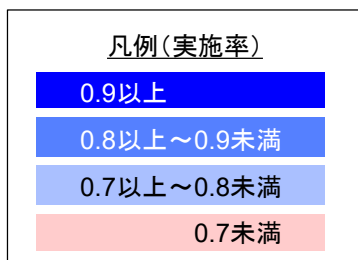
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の工事契約件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

年度の工事契約件数:当該年度において契約した工事の件数(随意契約を除く)

対象金額:都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の参考基準値※(R6) ■参考基準値※(R6)と目標値(R11)



県域	実施率		県域	実施率		県域	実施率	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.76	⇒ 0.90	石川県	1.00	⇒ 1.00	岡山県	1.00	⇒ 1.00
青森県	0.96	⇒ 1.00	福井県	0.95	⇒ 1.00	広島県	1.00	⇒ 1.00
岩手県	0.88	⇒ 1.00	山梨県	1.00	⇒ 1.00	山口県	0.97	⇒ 1.00
宮城県	0.91	⇒ 1.00	長野県	0.92	⇒ 1.00	徳島県	0.99	⇒ 1.00
秋田県	0.91	⇒ 1.00	岐阜県	0.80	⇒ 1.00	香川県	0.98	⇒ 1.00
山形県	0.84	⇒ 1.00	静岡県	0.98	⇒ 1.00	愛媛県	0.99	⇒ 1.00
福島県	0.87	⇒ 1.00	愛知県	0.96	⇒ 1.00	高知県	0.99	⇒ 1.00
茨城県	0.85	⇒ 1.00	三重県	0.99	⇒ 1.00	福岡県	0.97	⇒ 1.00
栃木県	0.98	⇒ 1.00	滋賀県	1.00	⇒ 1.00	佐賀県	0.78	⇒ 1.00
群馬県	0.98	⇒ 1.00	京都府	0.98	⇒ 1.00	長崎県	0.99	⇒ 1.00
埼玉県	0.95	⇒ 1.00	大阪府	0.98	⇒ 1.00	熊本県	0.98	⇒ 1.00
千葉県	0.95	⇒ 1.00	兵庫県	0.95	⇒ 1.00	大分県	1.00	⇒ 1.00
東京都	0.87	⇒ 1.00	奈良県	0.95	⇒ 1.00	宮崎県	0.99	⇒ 1.00
神奈川県	0.98	⇒ 1.00	和歌山県	0.93	⇒ 1.00	鹿児島県	0.99	⇒ 1.00
新潟県	0.93	⇒ 1.00	鳥取県	0.94	⇒ 1.00	沖縄県	0.94	⇒ 1.00
富山県	0.90	⇒ 1.00	島根県	0.90	⇒ 1.00	全国	0.94	

※新・全国統一指標におけるR6実績値を用いているため参考基準値とする。

(都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市区町村は130万円を超える工事(随契除く)が対象)

【業務】①第4四半期納期率の状況(地域ブロック単位※)

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

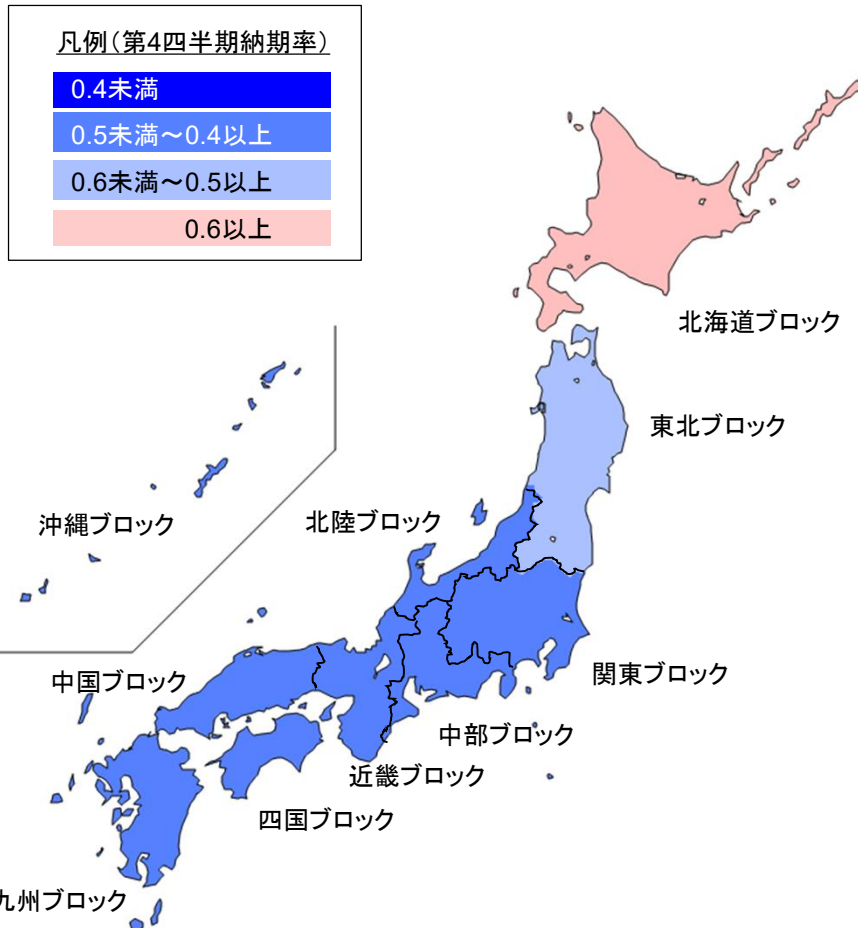
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)」に登録された業務

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務

稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

■第4四半期納期率の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

地域ブロック	第4四半期納期率		対象範囲
	基準値(R6)	目標値(R11)	
北海道	0.65	⇒ 0.50	北海道
東北	0.52	⇒ 0.45以下	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.47	⇒ 0.40	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.46	⇒ 0.35以下	新潟県、富山県、石川県
中部	0.46	⇒ 0.40	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.49	⇒ 0.46	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.46	⇒ 0.35	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.45	⇒ 0.40未満	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.46	⇒ 0.40以下	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.48	⇒ 0.40	沖縄県
全国	0.49		

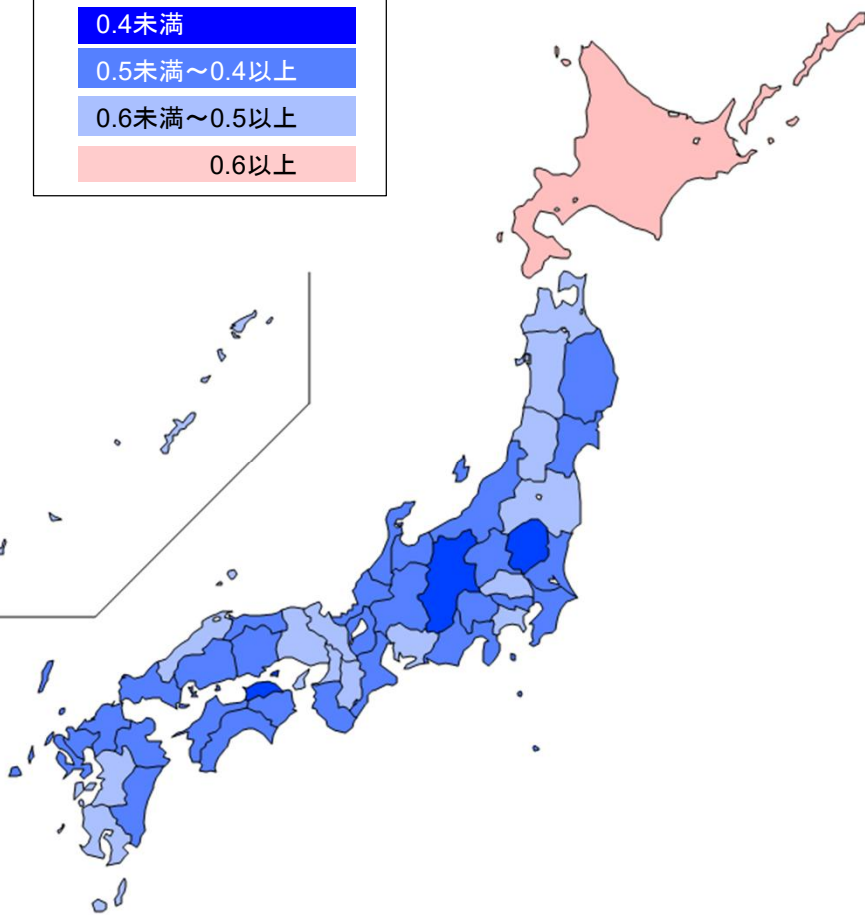
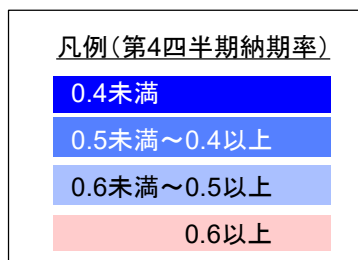
【業務】①第4四半期納期率の状況(県域[政令市]単位※)

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県・政令市発注の対象業務を
足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報
総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)および
「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)」に登録された業務
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

■第4四半期納期率の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

県域	第4四半期納期率		県域	第4四半期納期率		県域	第4四半期納期率	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.67	⇒ 0.50	石川県	0.42	⇒ 0.35以下	岡山県	0.46	⇒ 0.35
青森県	0.52	⇒ 0.45以下	福井県	0.45	⇒ 0.46	広島県	0.49	⇒ 0.35
岩手県	0.47	⇒ 0.45以下	山梨県	0.47	⇒ 0.40	山口県	0.43	⇒ 0.35
宮城県	0.49	⇒ 0.45以下	長野県	0.35	⇒ 0.32	徳島県	0.42	⇒ 0.40未満
秋田県	0.53	⇒ 0.45以下	岐阜県	0.41	⇒ 0.40	香川県	0.35	⇒ 0.40未満
山形県	0.59	⇒ 0.45以下	静岡県	0.45	⇒ 0.40	愛媛県	0.49	⇒ 0.40未満
福島県	0.57	⇒ 0.45以下	愛知県	0.51	⇒ 0.40	高知県	0.49	⇒ 0.40未満
茨城県	0.46	⇒ 0.40	三重県	0.43	⇒ 0.40	福岡県	0.48	⇒ 0.40以下
栃木県	0.39	⇒ 0.35	滋賀県	0.44	⇒ 0.46	佐賀県	0.49	⇒ 0.40以下
群馬県	0.43	⇒ 0.40	京都府	0.50	⇒ 0.43	長崎県	0.41	⇒ 0.40以下
埼玉県	0.50	⇒ 0.40	大阪府	0.58	⇒ 0.47	熊本県	0.52	⇒ 0.40以下
千葉県	0.49	⇒ 0.40	兵庫県	0.50	⇒ 0.46	大分県	0.44	⇒ 0.40以下
東京都	0.49	⇒ 0.40	奈良県	0.53	⇒ 0.46	宮崎県	0.40	⇒ 0.40以下
神奈川県	0.51	⇒ 0.40	和歌山県	0.45	⇒ 0.43	鹿児島県	0.50	⇒ 0.40以下
新潟県	0.46	⇒ 0.35以下	鳥取県	0.44	⇒ 0.35	沖縄県	0.54	⇒ 0.40
富山県	0.43	⇒ 0.35以下	島根県	0.51	⇒ 0.35	全国	0.49	

【業務】②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

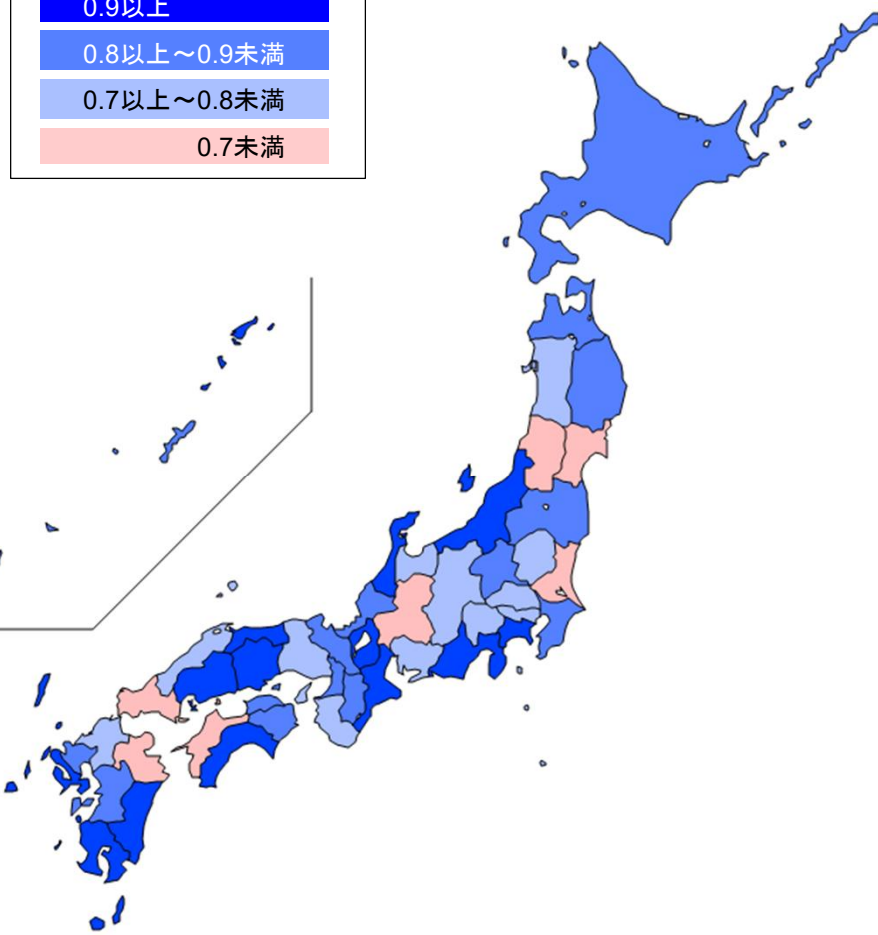
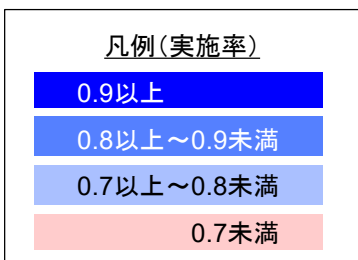
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の業務契約件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村
発注の全ての対象業務を足し合わせて算出

対象業務:土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント
対象金額:都道府県・政令市は200万円を超える業務(随契除く)、市区町村は100万円を超える業務(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の参考基準値※(R6)

■参考基準値※(R6)と目標値(R11)



県域	実施率		県域	実施率		県域	実施率				
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)			
北海道	0.80	⇒	1.00	石川県	0.93	⇒	1.00	岡山県	0.94	⇒	1.00
青森県	0.82	⇒	1.00	福井県	0.86	⇒	1.00	広島県	1.00	⇒	1.00
岩手県	0.88	⇒	1.00	山梨県	0.78	⇒	1.00	山口県	0.59	⇒	1.00
宮城県	0.67	⇒	1.00	長野県	0.79	⇒	1.00	徳島県	0.89	⇒	1.00
秋田県	0.76	⇒	1.00	岐阜県	0.67	⇒	1.00	香川県	0.80	⇒	1.00
山形県	0.62	⇒	1.00	静岡県	0.93	⇒	1.00	愛媛県	0.69	⇒	1.00
福島県	0.80	⇒	1.00	愛知県	0.73	⇒	1.00	高知県	0.91	⇒	1.00
茨城県	0.59	⇒	1.00	三重県	0.95	⇒	1.00	福岡県	0.74	⇒	1.00
栃木県	0.76	⇒	1.00	滋賀県	0.92	⇒	1.00	佐賀県	0.81	⇒	1.00
群馬県	0.88	⇒	1.00	京都府	0.80	⇒	1.00	長崎県	0.99	⇒	1.00
埼玉県	0.77	⇒	1.00	大阪府	0.86	⇒	1.00	熊本県	0.82	⇒	1.00
千葉県	0.80	⇒	1.00	兵庫県	0.77	⇒	1.00	大分県	0.17	⇒	1.00
東京都	0.70	⇒	1.00	奈良県	0.89	⇒	1.00	宮崎県	0.93	⇒	1.00
神奈川県	0.95	⇒	1.00	和歌山県	0.77	⇒	1.00	鹿児島県	0.99	⇒	1.00
新潟県	0.91	⇒	1.00	鳥取県	0.90	⇒	1.00	沖縄県	0.84	⇒	1.00
富山県	0.79	⇒	1.00	島根県	0.76	⇒	1.00	全国	0.80		

※新・全国統一指標におけるR6実績値を用いているため参考基準値とする。
(都道府県・政令市は100万円を超える業務(随契除く)、市区町村は50万円を超える業務(随契除く)が対象)